

平成 21 年 6 月 4 日

各 位

会 社 名 株式会社トーカイ
代表者名 代表取締役社長 小野木 孝二
(コード番号 9729 名証二部)
問合せ先 常 務 取 締 役 安藤 嘉章
電 話 058-263-5111

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成21年6月4日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成21年6月26日開催予定の第54回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 現行定款第2条に定める目的について、当社の現状に即した事業内容とし、また、表現を簡潔明瞭に改めるとともに、号数の整備を行うものであります。
- (2) 平成16年6月9日に公布された「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成16年法律第88号)が平成21年1月5日に施行され、上場株式は一斉に振替株式に変更されたこと(いわゆる「株券の電子化」をいいます。)から、これに対応するために、株券の存在を前提とした規定の削除およびその他所要の変更を行うものです。
- (3) また、上記(2)の変更に係る経過的な措置を定めるための附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成21年6月26日(金曜日)
定款変更の効力発生日	平成21年6月26日(金曜日)

以 上

別 紙

変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線 〃 は変更部分を示します)

現 行 定 款	変 更 案
第1章 総 則	第1章 総 則
第 1 条 (商号) (条文省略)	第 1 条 (商号) (現行どおり)
第 2 条 (目的) 当社は、次の各事業を営むことを目的とする。	第 2 条 (目的) (現行どおり)
(1) <u>寝具類の製造、加工、洗濯、消毒乾燥、販売及びリース</u>	(1) <u>寝具類、布製品の製造、加工、衛生処理、販売及び賃貸</u> (削 除)
(2) <u>リネンサプライ、クリーニング</u> (新 設)	(2) <u>医療用・看護用・福祉用の機械器具用品の製造、加工、衛生処理、販売及び賃貸</u>
(3) <u>清掃用具、清掃用品、衛生タオル、ウエスの製造、加工、販売、リース及び輸出入並びにこれらに対する化学薬品の製造及び販売並びに輸出入</u>	(3) <u>清掃・衛生・美容芳香に関する機械器具用品の製造、加工、販売、賃貸及び輸出入、並びにこれらに対する化学薬品の製造、販売及び輸出入</u> (削 除)
(4) <u>芳香器、芳香剤、浄化機器、洗濯機器の販売及びリース並びに輸出入</u>	(4) (現行どおり)
(5) <u>医薬品、医薬部外品、工業用薬品の販売並びに輸出入</u> (新 設)	(5) <u>各種家庭用・事務用・商業用・工業用・娯楽用の機械器具用品及び食料品の販売及び輸出入</u>
(6) <u>薬局の経営並びに薬局経営者に対する教育、訓練及び指導</u>	(6) <u>薬局の経営・薬剤師資格取得のための教育訓練指導及び教材の出版</u> (削 除)
(7) <u>薬剤師資格取得のための教育並びに教材の出版</u>	(7) <u>医療用建物設備の管理、防火、保守、清掃、警備保障業務の請負</u> (削 除)
(8) <u>病院・医院・医療設備の管理、防火、保守、清掃、警備保障業務の請負</u>	(削 除)
(9) <u>医療用機械器具・介護機器・福祉用具の滅菌、消毒の請負</u>	(削 除)
(10) <u>医療機器・医療用具、看護用具の製造、販売及びリース</u> (新 設)	(8) <u>病院・各種事業所等への給食及び配膳管理業務</u> (9) (現行どおり)
(11) <u>診療報酬請求事務の受託並びに同事務に関する人材育成</u>	(削 除)
(12) <u>介護機器用品・福祉機器用品の開発、製作、販売及びリース</u>	(10) <u>介護保険法に基づく居宅介護支援事業、介護予防支援事業、居宅サービス事業、介護予防サービス事業、福祉用具貸与事業、特定福祉用具販売事業、介護予防福祉用具貸与事業及び特定介護予防福祉用具販売事業</u>
(13) <u>介護保険法に基づく居宅介護支援事業、介護予防支援事業</u>	

(下線は変更部分を示します)

現 行 定 款	変 更 案
(14) <u>介護保険法に基づく居宅サービス事業、介護予防サービス事業</u>	(削 除)
(15) <u>介護保険法に基づく福祉用具貸与事業並びに特定福祉用具販売事業</u>	(削 除)
(16) <u>介護保険法に基づく介護予防福祉用具貸与事業並びに特定介護予防福祉用具販売事業</u>	(削 除)
(17) <u>社会福祉法に基づく第一種社会福祉事業及び第二種社会福祉事業</u>	(11) 社会福祉法に基づく社会福祉事業
(18) <u>高齢もしくは心身の障害により日常生活を営むことに支障がある人に対する相談・調査並びに介護サービスの企画・立案並びに介護業務</u>	(削 除)
(19) <u>介護保険事務代理業務</u>	(12) <u>介護保険事務代理業、損害保険代理業、生命保険の紹介及び集金業務</u> (削 除)
(20) <u>美容健康機器の開発、製作、販売及びリース</u>	(削 除)
(21) <u>土木・建築工事の設計、施工、監理、請負並びにコンサルティング業務</u>	(13) <u>土木・建築工事の設計、施工、管理、請負及びコンサルティング業務</u> (削 除)
(22) <u>仮設建物、催事用具、運搬機器、事務用機器、家庭電気製品、家具、什器、製氷機、自動販売機、衣料品、インテリア用品、スポーツ用品、旅行用品の販売及びリース</u>	(削 除)
(23) <u>造園業並びに人工観葉植物、エクステリア製品の製造、販売及びリース</u>	(14) <u>造園業並びに人工観葉植物、エクステリア製品の製造、販売及び賃貸</u> (削 除)
(24) <u>食料品、飲料品、氷雪、化粧品、文房具、ペット飼育用品、日用雑貨品の販売並びに輸出入</u>	(削 除)
(25) <u>各種事業所、病院等の給食並びに配膳管理業務</u>	(削 除)
(26) <u>冠婚葬祭の儀式施行に関する会員募集業務、衣裳、祭祀用具、墳墓の販売及びリース</u>	(削 除)
(27) <u>スポーツ施設、宿泊施設、飲食店、売店、駐車場の経営</u>	(15) 飲食店、売店、駐車場の経営
(28) <u>煙草・酒類の販売並びに清涼飲料水の製造、販売</u>	(16) (現行どおり)
(29) <u>旅行業法に基づく旅行業</u>	(削 除)
(30) <u>損害保険代理業、生命保険の紹介及び集金業務</u>	(削 除)
(31) <u>不動産の売買、仲介、賃貸借及び管理</u>	(17) (現行どおり)
(32) <u>建物の清掃、管理、警備保障、害虫防除並びに床樹脂施工</u>	(削 除)
(33) <u>各種企業の社員の教育訓練の受託事業及び指導員の派遣</u>	(18) (現行どおり)
(34) <u>経営コンサルタント業務</u>	(19) <u>経営管理システムの開発、指導及び経営コンサルティング</u> (削 除)
(35) <u>オフィスオートメーション機器の販売、リース及び経営管理システムの開発、指導</u>	(削 除)

(下線は変更部分を示します)

現 行 定 款	変 更 案
(36) コンピューターによる計算情報処理業務	(20) (現行どおり)
(37) 各種情報の収集、分析、提供及び付随する業務	(21) (現行どおり)
(38) <u>電気通信事業法に基づく電気通信事業</u>	(削 除)
(39) <u>有線テレビジョン放送法に基づく有線放送事業</u>	(削 除)
(40) <u>通信機器の販売及びリース</u>	(削 除)
(41) <u>金属工作機械、機械工具、油脂の製造、加工並びに販売</u> (新 設)	(削 除)
(42) <u>各種産業工場の省力機械の設計、製造、販売</u>	(削 除)
(43) <u>各種機械器具の自動制御装置の設計、製造、販売</u>	(22) <u>省力機械、自動制御装置、電子応用器機、電子回路、ソフトウェアの開発設計・製造・販売</u> (削 除)
(44) <u>センサー・測定器・情報制御機器等の電子応用機器の開発、販売</u>	(削 除)
(45) <u>電子回路の設計、製作、販売</u>	(削 除)
(46) <u>マイクロコンピューター応用電気機器の開発、設計、製作、販売</u>	(削 除)
(47) <u>マイクロプロセッサ応用機器及びソフトウェアの開発、製造、販売</u>	(削 除)
(48) <u>デジタル回路及びアナログ回路の設計、製作、販売</u>	(削 除)
(49) <u>各種機械装置の自立盤・制御盤の製造、販売</u>	(削 除)
(50) <u>バーコード読取装置、機器の販売</u>	(削 除)
(51) 貨物自動車運送業及び貨物運送取扱業	(23) (現行どおり)
(52) 一般廃棄物・産業廃棄物・医療廃棄物の収集、運搬、処分、処理	(24) (現行どおり)
(53) 労働者派遣業法に基づく一般労働者派遣事業、特定労働者派遣事業	(25) (現行どおり)
(54) 前各号に付帯関連する一切の業務	(26) (現行どおり)
第 3 条 (本店の所在地) (条文省略)	第 3 条 (本店の所在地) (現行どおり)
第 4 条 (機関) (条文省略)	第 4 条 (機関) (現行どおり)
第 5 条 (公告方法) (条文省略)	第 5 条 (公告方法) (現行どおり)

(下線 〃 は変更部分を示します)

現 行 定 款	変 更 案
第 2 章 株 式	第 2 章 株 式
第 6 条 (発行可能株式総数) (条文省略)	第 6 条 (発行可能株式総数) (現行どおり)
第 7 条 (株券の発行) <u>当社は、株式に係る株券を発行する。</u>	(削 除)
第 8 条 (自己の株式の取得) (条文省略)	第 7 条 (自己の株式の取得) (現行どおり)
第 9 条 (単元株式数及び単元未満株券の不発行) 当社の単元株式数は、100株とする。 <u>2 当社は、第7条の規定にかかわらず、単元株式数に満たない数の株式(以下「単元未満株式」という。)に係る株券を発行しない。</u>	第 8 条 (単元株式数) 当社の単元株式数は、100株とする。 (削 除)
第 10 条 (単元未満株式についての権利) 当社の単元未満株式を有する株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利及び本定款に定める権利以外の権利を行使することができない。 (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利 (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利 (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利 (4) 次条に定める請求をする権利	第 9 条 (単元未満株式についての権利) 当社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利及び本定款に定める権利以外の権利を行使することができない。 (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利 (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利 (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利 (4) 次条に定める請求をする権利
第 11 条 (単元未満株式の買増し) (条文省略)	第 10 条 (単元未満株式の買増し) (現行どおり)
第 12 条 (株式取扱規則) (条文省略)	第 11 条 (株式取扱規則) (現行どおり)
第 13 条 (株主名簿管理人) 当社は、株主名簿管理人を置く。 2 (項文省略) 3 当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿の作成並びにこれらの備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。	第 12 条 (株主名簿管理人) 当社は、株主名簿管理人を置く。 2 (現行どおり) 3 当社の株主名簿及び新株予約権原簿並びにこれらの備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。

(下線は変更部分を示します)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第<u>14</u>条～第<u>44</u>条 (条文省略)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>	<p>第<u>13</u>条～第<u>43</u>条 (現行どおり)</p> <p>附則</p> <p>第 1 条 当社の株券喪失登録簿の作成及び備置きその他の株券喪失登録簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。</p> <p>第 2 条 前条及び本条は、平成22年1月5日まで有効とし、同日の経過をもって削除する。</p>